

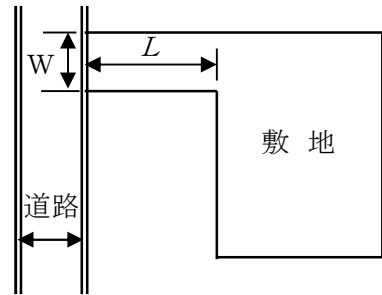
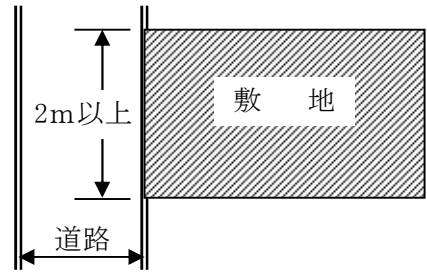
[1] 敷地と道路

①敷地と道路の関係

建築物の敷地は、道路に 2m 以上（建築物の延べ面積が 1,000 m²を超える敷地の場合は 4m 以上）接していなければ建築できません。

敷地の一部が路地状になって道路に接している場合には、その路地状部分の長さによって次に示すような幅が必要です。（ ）内は、共同住宅等の特殊建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が 200 m²を超える場合です。

路地状部分の長さ L	路地状部分の幅 W
15メートル未満	2メートル以上 (4メートル以上)
15メートル以上 25メートル未満	2.5メートル以上 (4.5メートル以上)
25メートル以上	3メートル以上 (5メートル以上)



②敷地が接する道路

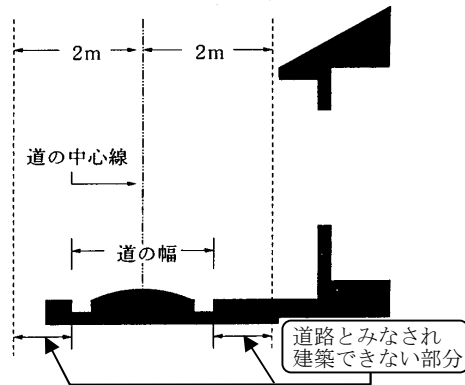
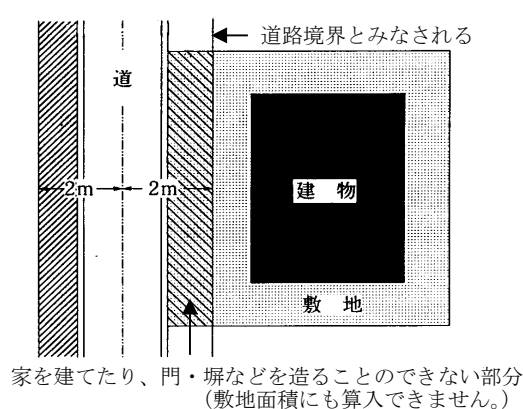
ア. 道路の種類（建築基準法における道路とは、以下に該当する幅員 4m 以上のものです。）

1. 道路法による道路
2. 都市計画法・土地区画整理法又は都市再開発法等による道路
3. 既存道路（昭和 25 年 11 月 23 日において既にあった道、現に一般の用に供しているもの）
4. 都市計画法・土地区画整理法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
5. 道路位置の指定を受けた道

イ. 現在の道路幅員が 4 m 未満の場合

建築基準法の施行（昭和 25 年 11 月 23 日）以前から建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で特定行政庁の指定するもの（名古屋市の管理に属する幅員 1.8m 以上の道及び旧市街地建築物法第 7 条ただし書の規定により指定された建築線で、その間の距離が 2.7m 以上のもの）は、道路の中心から 2m 後退した線を道路境界線とみなします。

前面道路の反対側がけや川・線路敷地等があるときは、その境界線から 4m 後退した線を道路境界線とみなします。



建築基準法の道路に該当するかを調べるには、こちらをご覧ください。

名古屋市 指定道路図

検索

「名古屋市指定道路図」

(<https://www.shiteidourozu.city.nagoya.jp/nagoya/>)